2026年11月9日(月)

お客さま各位

株式会社　三井住友銀行

パーソナル外貨定期預金、一般外貨定期預金
中途解約利率改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は三井住友銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

2027年2月8日(月)より、パーソナル外貨定期預金および10万米ドル相当額未満の一般外貨定期預金の「中途解約利率」、ならびにパーソナル外貨定期預金規定を以下のとおり改定いたします。
本改定は、2027年2月8日(月)以降、すでに対象の商品をお持ちのお客さまにも適用されますので、予めご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 中途解約利率の改定内容

対象商品	改定前	改定後
パーソナル外貨定期預金	外貨定期預金と同通貨の外貨普通預金利率	外貨定期預金を満期日まで保有した際の適用利率、または同通貨の外貨普通預金利率のいずれか低い方
10万米ドル相当額未満の一般外貨定期預金	外貨定期預金と同通貨の外貨普通預金利率	外貨定期預金を満期日まで保有した際の適用利率、または同通貨の外貨普通預金利率のいずれか低い方
10万米ドル相当額以上の一般外貨定期預金	AおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率を適用 A:約定利率 B:約定利率－（標準利率(注)－約定利率） ×(約定日数－預入日数)÷預入日数	変更ございません

(注)標準利率とは、中途解約日において、この預金の残存期間(解約日から満期日までの期間)を調達期間として、当行が同額の資金を新たに市場から調達すると仮定した場合の市場金利等に基づき、当行が決定する利率をいいます。

2. パーソナル外貨定期預金規定の改定内容

改定箇所	改定前	改定後
3【利息】(5)	この預金を後記5(1)により満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および当該外国通貨の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。	この預金を後記5(1)により満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

今後ともお客さまにご満足いただけるサービス提供を図ってまいりますので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点につきましては、お取引店までお問い合わせください。

敬具